

教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

感染拡大地域との往来の自粛等について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月31日（月）まで延長されるとともに、新たに、愛知県及び福岡県が対象地域に加えられました。

また、「まん延防止等重点措置」についても期限を5月31日（月）まで延長し、新たに、北海道、岐阜県及び三重県に適用され、宮城県は対象から除かれました。

併せて、新潟市に発令されていた新潟県による「特別警報」は、5月9日（日）をもって解除され「警報」に引き下げられました。

ついで、危機管理対策本部として、本学の学生、教職員への感染を防止し、学生生活及び学内における教育研究活動を守ることを目的に、本日から5月31日（月）までの間、下記1の都道府県等への出張を禁止するとともに、不要不急の往来の自粛を強く要請しますので、御理解と御協力をお願いします。加えて、今後下記1の措置が適用される都道府県の取扱い及び発令期間が延長された場合についても同様とします。

なお、これまで、不要不急の往来の自粛を要請していた宮城県及び新潟市については、要請を当面解除いたしますが、当該地域における感染予防等については十分にご留意ください。

また、やむを得ず、当該都道府県等に移動する必要がある方は、事前に学長に相談くださるようお願いいたします。

本学ではこれまでも、学生・教職員の皆さんに、毎日の体温測定と「健康状態確認票」の記入（他県に移動した際は備考欄に行動を記録）について、協力をお願いしているところです。発熱や倦怠感など少しでも体調が悪いと感じたきは、出勤はせずに、かかりつけ医等の医療機関又は新潟県新型コロナ受診・相談センター（TEL:025-256-8275、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。

その結果については、下記2の報告フォームにより大学へ報告するとともに、不要不急の外出を控えてください。その他新型コロナウイルス感染症への対応（学生が登校停止又は自宅待機となった場合の授業等の取扱いを含む。）については、「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」を参照願います。

加えて、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールをお願いします。利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

なお、学生には、別紙のとおり通知してします。

記

1 不要不急の往来の自粛対象地域

(1) 「緊急事態宣言」の発令

対 象 東京都、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、福岡県
発令期間 令和3年5月31日（月）まで
(愛知県、福岡県は令和3年5月12日（水）から)

(2) 「まん延防止等重点措置」の適用

対 象 北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、
沖縄県
実施期間 令和3年5月31日（月）まで

2 新型コロナウイルス感染症に係る報告方法について

<https://www.juen.ac.jp/099coronavirus/form.html>

本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp